

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年3月2日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

1月13日(水)に職員室にある火災受信機の「プール受水槽 満水」の警告が出て間もなく、中庭にある柵から水が溢れていることを教員が発見し、事務職員が呼ばれた。現場を確認していたところ、隣のスプリンクラーポンプ室の扉下からも水が出始め、扉を開けると中のタンクから水が大量に溢れている状況だった。止水栓を止めた後、ポンプ室内の弁を閉めて漏水が止まったことを確認し、当該業者に連絡を取った。現場を13日中に見てもらい、

- 水は止まっているが、念のためにスプリンクラーを作動させて水槽内の水位を下げしておくこと
- 1月16日(金)に道具を揃えて再度来校し、原因解明のうえ修繕を実施する

といったことを確認した。

2 履行（納品）場所

緑区寺山町653-21番地
横浜市立中山中学校

3 契約日

令和8年1月16日

4 履行日又は履行期間

令和8年1月16日から令和8年3月31日

5 契約金額

77,000 円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市西区久保町4-12
三ツ矢設備工業 株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

漏水という早急な対応が必要な案件だったため、緊急契約を結び修繕を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市有資格者名簿に登録されており、本校において過去に水回り関係の修繕を依頼した際には良好な実績を残していることから選定しました。

9 所管

横浜市立中山中学校